

あなたの国民年金

パート24

国民年金にもうれしい2階建て年金

平成3年4月 国民年金基金スタート!

自営業者の皆さんの年金をサラリーマン世帯とバランスをはかるため
平成3年4月から新しく国民年金基金制度が発足します。

〈国民年金基金とは〉

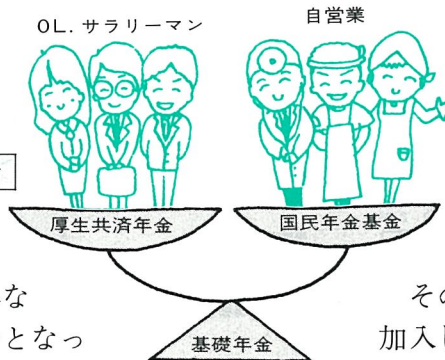
現在、自営業の皆さんが老後に受けられる年金は国民年金（老齢基礎年金）だけです。

これにくらべて、サラリーマン世帯の年金は老齢基礎年金に加えて厚生年金あるいは共済組合からも年金が受けられる「2階建て年金」のしくみになっています。

そこで、自営業者の皆さんにも
老齢基礎年金に上乘せる

年金 を **これが国民年金基金**
です。

生命保険会社などの個人年金としくみは似ていますが、税の特典などにより個人年金より有利なものとなっています。



②他の都道府県に転居したとき（地域型）

③職業が変わったとき（職能型）

〈掛金は〉

将来受ける「年金額3万円」を1口とし、1口当たりの掛金は加入時の年齢により異なり、若い人ほど安くなります。掛金の限度は月額68,000円で、この範囲で何口でも加入できます。（加入時に46才以上の人は特例で月額102,000円まで納付できます。）

〈給付は〉

「終身受けられる型」が基本となりその上で「一定期間受けられる型」に加入し、受けることができます。支給は原則として65才です。

〈税の特典〉

基金に払い込む掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。

問合せ 住民福祉課年金係
☎ 84-1211 内線155

平成3年4月の実現に向けて、現在準備中なためくわしい掛金や受給の型は決定しだしてお知らせいたします。

〈2つのタイプ〉

次の2つの型のうちどちらか一方に加入できます。

①地域型国民年金基金

各都道府県単位で県内に住所のある人

②職能型国民年金基金

全国組織で同種の事業又は業務に従事する人

〈加入は〉

希望により、口数制で加入できます。

加入できる人……第1号被保険者（自営業者等）

加入できない人…○農業者年金基金加入者

○第3号被保険者（サラリーマンの奥さん）

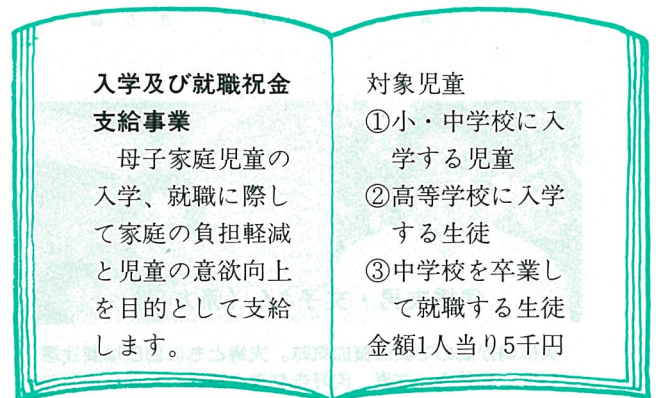
〈脱退は〉

加入は任意ですが、任意脱退はできません。

脱退するときは

①第1号被保険者でなくなったとき

福祉豆辞典



◎1月31日(木)は、国民年金保険料1月分の納期です。